

教育民生常任委員長報告

平成27年3月18日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案5件、及び陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月5日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求めて審査を行い、また、陳情については、提出者から趣旨説明を受けるなど、慎重に審査いたしました。

議案第21号「三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）」は、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第17号「三次市子ども・子育て支援法施行条例（案）」外議案3件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第21号「三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）」については、しあわせを実感しながらいつまでもこの地域で住み続けられるために、引き続き、関係機関の連携のもとでの地域包括ケア体制の推進・充実を図りたい。

また、これまでの介護サービス全体の評価・検証を行い、サービスの質の向上をめざすことに併せて、今後も増えると予測される給付と負担の在り方など、将来にわたって持続可能な介護保険制度の運営に努められたい。

次に、陳情第1号「平成27年度からのスクール便の運行について」は、願意妥当であるとして、全員一致で採択すべきものと決しました。

なお、この採択にあたり次の意見を付します。

- 1 平成27年度からのスクールバス運行について、未だに請負業者との協議が不十分であり、不必要な混乱を生じている。あらゆる方策を再検討し、早期に調整を図ること。
- 2 運行態様については、請負業者の経営圧迫にならないよう、特定車両を市で準備することも、選択肢の一つに加えること。

3 経費の縮減も必要であるが、必ず、子ども達の安全を最優先にした内容でなくてはならない。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。